

組合監事講習会

組合の健全な運営のためには、監事による適正な監査が重要です。

近年は企業や行政等あらゆる組織においてコンプライアンスの強化が求められており、組合もその例外ではありません。平成19年の組合法等の改正以降、組合の自治運営が効果的に機能するよう監事の権限が拡大されたことから、監事は組合会計や経理はもとより、組合に関する専門知識の全体を把握することが求められています。

そこで、組合監事の皆様を対象に監事の役割や重要性を学ぶ講習会を開催しますので、是非、ご出席ください。※組合理事や事務局の方の出席も歓迎です。

講師

岡本実穂税理士事務所
税理士 岡本 実穂 氏



日時

令和2年 **3**月 **18**日(水)
14:00~16:00

会場

OKB ふれあい会館 14階
展望レセプションルーム (岐阜市藪田南 5-14-53)

※駐車場は大変混雑しますのでお早めにご来場ください。

テーマ

『組合監事の役割について』

主な内容：内部監査制度の目的、監事に求められるもの、業務監査・会計監査の着眼点とその方法、等。

お問い合わせ・お申込み

- お問い合わせ：岐阜県中小企業団体中央会 指導課(細井) TEL：058-277-1102
- 申込方法：裏面申込書により、3月11日(水)までにFAXにてお申し込みください。

参加申込書

岐阜県中小企業団体中央会 指導課 行

(FAX 058-273-3930)

申込〆切日 令和2年3月11日(水)

3月18日(水)開催の『組合監事講習会』に、下記のとおり申し込みます。

組合名	
参加者氏名	役職名 ()
参加者氏名	役職名 ()
参加者氏名	役職名 ()
ご連絡先 TEL	— —

※ この個人情報はセミナー実施に関わる業務以外では使用いたしません。

お問合せ先
岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館9階
岐阜県中小企業団体中央会 指導課 細井
TEL: 058-277-1102 FAX: 058-273-3930

このチラシは岐阜県の補助を受けて作成しました。